

# 令和5年第3回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年3月24日(金) 午後9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 13名

1番 島津 博道	(欠 席)	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
3番 河内 よし	(欠 員)	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	9番 石倉 稔	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

### (2) 欠席委員 1名

6番 谷内 誠一

### (3) 出席農地利用最適化推進委員 1名

輪島4番 高 義見

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤 事務局員 岡本美由紀

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請承認について
- (3) 議案第9号 非農地証明願承認について
- (4) 議案第10号 農用地利用集積計画について
- (5) 議案第11号 農地の権利取得に係る別段の面積(下限面積)の廃止について
- (6) 議案第12号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- (7) 議案第13号 令和5年度最適化目標の設定について

## 7 報告事項

- (1) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第4号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 9:30 閉会 10:30

議長	<p>開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は13名であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。</p> <p>議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号5番 池端 共栄委員及び議席番号7番奥堂 敏春委員の両委員を指名いたします。</p> <p>議案の提案をいたします。【議案第7号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請番号1～3番を議案書をもとに朗読】今回申請があった農地の合計は4筆、面積は 田 3,090 m<sup>2</sup>、畑 1,475 m<sup>2</sup>、合計で 4,565 m<sup>2</sup>です。農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番について、議席番号15番 田中 喜義委員よりご意見願います。</p>
田中委員	<p>小谷委員が欠席なので、2番も一緒にご説明いたします。1番と2番は隣接しています。1番について現況は原野です。2番は現在畑として耕作しており、所有者が変わっても耕作を続けるという事で、周囲に及ぼす影響はないと思っております。以上です。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>1番と2番について、田中委員よりご意見をいただきました。次に、</p>

議 長	申請番号 3 番について 議席番号 12 番森谷 正美委員よりご意見願います。
森谷委員	12 番森谷です。申請番号 3 番についてですが、譲渡人の〇〇さんはずっと前からこの田んぼで作っておりますので、所有者が変わっても何ら影響はありません。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 7 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 7 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第 8 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。また、関連がありますので【報告第 4 号】農地法施行規則該当転用届についても、あわせて事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 8 号農地法第 5 条の規定による申請、報告第 4 号農地法施行規則該当転用届について申請番号 1 番を議案書をもとに朗読】1 番、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑含む 3 筆、使用する面積は 931 m <sup>2</sup> です。借りる人は〇〇、貸す人は〇〇さん含む 3 名です。賃貸借権設定です。転用目的は送電線仮鉄塔建設のための工事用作業敷地です。2 種農地で、令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの一時転用であるため、許可相当であると考えます。送電線仮鉄塔建設で使用する農地については、議案書 37 ページの農地法施行規則該当転用届について、をご覧ください。1 番、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑含む 2 筆、使用する面積は 114 m <sup>2</sup> です。電気事業者が送電用電気工作物等の敷地として使用する場合は届出のみとなります。2 番については、石川県か

事務局	ら転用目的が農園場なら5条ではなく3条ではないかと指摘をうけて5条申請は一旦取下げとなりました。3条申請の提出は今月には間に合わなかったため、来月以降に提出予定です。今回申請があった農地の合計は3筆、面積は畑931㎡です。以上です。
議長	それでは、申請番号1番について議席番号7番 奥堂 敏春委員よりご意見願います。
奥堂委員	22日に現地視察に行ってきました。現在建っている鉄塔を補強するために、仮設の鉄塔と資材置場にする場所を見に行きました。畑と荒れたところを使用する予定ですので、何ら影響がないと思います。よろしく願います。
議長	それでは質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	それでは採決を取ります。 【議案第8号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって【議案第8号】は、原案どおり可決決定いたします。【報告第4号】も終わります。次に【議案第9号】の非農地証明願承認について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	【議案第9号非農地証明願承認について申請番号1～3番を議案書をもとに朗読】今回申請があった農地の合計は23筆、面積は田1,520㎡、畑2,793.91㎡、合計で4,313.91㎡です。以上です。
議長	申請番号1番について、議席番号14番安 津久人委員が農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に該当いたしますので、退席願います。

安 委員	(安委員 退席)
義 長	それでは、申請番号 1 番について輪島 4 番高 義見委員よりご意見願います。
高 委員	22 日に現地調査の立ち合いに行ってきました。現地を見たところ山林であったことを報告します。以上です。
義 長	これより番号 1 について質疑を許します。
各 委員	(意見、質問なし)
議 長	それでは採決を取ります。申請番号 1 について、原案どおり可決決定することにご異議ありませんか。
各 委員	(「異議なし」との声あり)
義 長	ご異議なしと認めます。よって申請番号 1 番は原案どおり可決決定いたします。安委員の入室をお願いします。
安 委員	(安委員 着席)
義 長	次に、申請番号 2 番について輪島 4 番高 義見委員よりご意見願います。
高 委員	3 月 20 日に相続された〇〇さんに聞き取り調査を行いました。また、22 日には現地調査の立ち合いを行いました。その結果について報告します。先程事務局からお話がありましたように、先代の方が今年亡くなりまして申請者が相続された際に、登記地目が変更されていないことに気づきまして、その修正を現在取り組んでおられます。そこで、現況にそった非農地証明をお願いしたいとのことでした。以上です。
義 長	次に、申請番号 3 番について 議席番号 14 番 安 津久人委員よりご意

義 長	見願います。
安 委員	議席番号 14 番 安です。申請番号 3 番についてご説明します。先日 22 日に山本委員、奥堂委員、代理人と現地調査に行ってきました。申請場所は 16 ページの地図にありますように、輪島警察署の裏側になります。のと鉄道の廃線脇に面した土地であります。事務局の説明によりますと、昭和 50 年に住宅及び車庫建設のため転用許可となっておりますが、まだ登記がされていないようです。所有者の〇〇さんは、病気になってずっと〇〇においでる為だと思えます。現在は荒地、一部駐車場となっております。農地でないと思えますので、よろしく願います。
義 長	これより質疑を許します。
各 委員	(意見、質問なし)
義 長	それでは採決を取ります。申請番号 2 番と 3 番について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委員	(「異議なし」との声あり)
義 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 9 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第 10 号】の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について、議案書をもとに朗読】今回の利用権設定の設定面積は田 2,886 m <sup>2</sup> 、畑 143,992 m <sup>2</sup> 、合計の数字が 0 となっておりますが、146,878 m <sup>2</sup> の誤りです。申し訳ありません。以上です。
議 長	これより質疑を許します。
石倉委員	2 番目の〇〇さんの件ですけれど、この農地以外にも設定があると思

石倉委員	うんですけど、それは1年契約となっていますか。
事務局	他の農地については確認していませんが、〇〇は1年ごとの契約で、去年も1年契約です。
議長	その他よろしいでしょうか。それでは採決を取ります。【議案第10号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって【議案第10号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第11号】の農地の権利取得に係る別段の面積の廃止について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	【議案第11号農地の権利取得に係る別段の面積の廃止について、議案書をもとに朗読】改正法の施行までに該当告示を廃止するものです。以上です。
議長	これより質疑を許します。
谷内委員	下限面積が一切なくなるという事ですか。
事務局	なくなります。机の上にお配りした横書きの別紙の4ページをご覧ください。下限面積の要件が記載されている第3条第2項第5号の規定が削除されており、その他の要件は引き続き継続となります。国や県からは、法改正後の正式な事務処理要領はしめされていませんが、2ページをご覧ください。下の追加された下線部分には、自家消費を目的とした農地取得も可能ですが、取得した農地の一部だけで耕作したり、近くの農地と比較して生産性が著しく劣る場合は認められない、と追加されていますので、新規で農地を取得する場合は、現在と同じ要件ではありますが、取得した農地を効率的に利用して耕作するかどうかを注意深く審議する必要があると思います。また、6ページの下線部分には、地域計画の実現の妨げにならないかということも審議する必要があると思います。以上です。

議 長	その他よろしいでしょうか。それでは採決を取ります。【議案第 11 号】について、原案どおり可決決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	よって【議案第 11 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第 12 号】の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 12 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議案書をもとに朗読】
義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(意見、質問なし)
義 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 12 号】について、原案どおり可決決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
義 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 12 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第 13 号】の令和 5 年度最適化目標の設定について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 13 号令和 5 年度最適化目標の設定について議案書をもとに朗読】
義 長	これより質疑を許します。
会 長	私からいいですか。活動日数が増えることは大変結構なことだと思えますが、活動日数が増えることで手当が増えるという事はありませんか。



事務局	交付金が上乗せされるということはあると思いますが、難しいところではあります。
議長	それでは、採決を採りたいと思います。【議案第 13 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 13 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【報告第 3 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事務局	【報告第 3 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について議案書をもとに朗読】今回届出があった農地の合計は 234 筆、面積は 田 31,769.51 m <sup>2</sup> 、畑 16,868.43 m <sup>2</sup> 、その他 161 m <sup>2</sup> 、合計で 48,798.94 m <sup>2</sup> です。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	それでは、【報告第 3 号】を終わります。次に「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については奥堂 敏春委員より報告をお願いします。
奥堂委員	(奥堂委員より「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」の報告)
議長	以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。これにて、第 3 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

令和 5 年 3 月 24 日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 岡本美由紀

輪島市農業委員会会長

田上正芳

署 名 委 員 5 番

池端 芙蓉

署 名 委 員 7 番

奥堂 敏春